

諸外国における法制度等一覧

<p>アメリカ(連邦) </p>	<p>イギリス </p>	<p>フランス </p>	<p>ドイツ </p>	<p>イタリア </p>
<p>量刑ガイドライン</p> <p>① 3E1. 1(責任の認容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 犯罪について責任の認容の明示 → 犯罪レベルを2レベル軽減 ● 有罪答弁する旨の適時の意思表示による捜査又は訴追への協力 → 一定の場合、更に犯罪レベルを1レベル軽減 <p>② 5K1. 1(相当程度の捜査協力)</p> <p>他人による犯罪の捜査又は訴追について相当程度の協力をした旨の検察官による申立て → ガイドラインにより定められる刑の範囲からの下方逸脱(減輕)が可能</p> <p>司法取引</p> <p>(連邦刑事訴訟規則11条(e)等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 答弁合意 検察官と弁護人(又は一定の被告人)は、協議し、被告人が有罪答弁等をするに当たり、検察官が次のいずれかの措置を採る旨合意できる。 <ol style="list-style-type: none"> ① 他の訴因の撤回を申し立てること ② 特定の求刑を行い、又は被告人が求める刑に反対しないこと ③ 特定の刑が当該事案の適正な処理である旨合意すること → 合意が裁判所に受理されれば、可能な範囲で反映される。 ● 非公式免責・不訴追合意 検察官は、捜査協力を得るに当たり、非公式免責を付与する旨合意し、又はその者を訴追しない旨の合意をすることができる。 <p>刑事免責</p> <p>(合衆国法典18編6001条以下)</p> <p>連邦裁判所等の手続において、証人が自己負罪拒否特権を根拠として証言等を拒み、証言命令が発せられた場合において、当該命令により強制された証言その他の情報については、一定の場合を除き、使用免責が付与される。</p>	<p>量刑ガイドライン</p> <p>(「有罪答弁による刑の減輕」)</p> <p>有罪答弁をした被告人に拘禁刑を言い渡すに当たり、その他の加減要素を考慮して導かれた刑に関し、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 最初の合理的な機会に有罪を認める意思を示したときは、その刑の3分の1 ② 公判期日が指定された後に有罪を認めたときは、その刑の4分の1 ③ 公判の開始時又は公判審理の開始後に有罪を認めたときは、その刑の10分の1が原則として減輕される。 <p>2005年重大組織犯罪及び警察法</p> <p>(同法71条～75条)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 訴追免責の付与 指定検察官等は、捜査又は訴追のため、書面で免責通知を付与できる。 ② 証拠の使用制限の保証 指定検察官等は、捜査又は訴追のため、書面で供述等の使用制限の保証を付与することができる。 ③ 合意に基づく捜査協力に対する減輕 有罪答弁をした被告人が指定検察官との間における書面による合意に基づいて捜査協力をしたとき、その刑を減輕することができる(判決では減輕されなかった場合に科されたであろう刑も明示される。) ④ 確定判決後の刑の見直し 刑の減輕を受けた後に合意どおりの協力をしなかった場合や判決後に新たに捜査協力をした場合における刑の見直しの手続を規定。 	<p>改悛者制度</p> <p>(刑法132-78条等)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 刑の免除 一定の重罪又は軽罪を犯すことを企てた者が、司法官憲等への通報により、当該犯罪の実現を回避するとともに、他の正犯又は共犯を特定した場合、刑が免除される。 ② 刑の減輕 一定の重罪又は軽罪を犯した者が、司法官憲等への通報により、当該犯罪を中止させ、当該犯罪による損害発生を回避し又は他の正犯若しくは共犯を特定した場合、刑が減輕される。 <p>※ ①②の各規定は、重罪又は軽罪で訴追された者が、これと関連性を有する同一種類の犯罪の実現を回避し、犯罪を中止させ、犯罪による損害発生を回避させ、又は他の正犯若しくは共犯を特定した場合にも適用され得る。</p> <ol style="list-style-type: none"> ③ 有罪判決宣告後の協力 一定の組織的犯罪について捜査協力に係る申述を行い、犯罪の実現を中止させ又はこれを回避させた場合、有罪判決が既に宣告されている場合を含め、宣告に係る刑の3分の1が減輕される。 <p>(有罪に関する事前承認のための出頭)</p> <p>(刑事訴訟法495-7条以下)</p> <p>被疑者が軽罪について有罪性を自認したときは、検察官において、弁護人立会いの下、一定の軽微な刑を提案することができる。被疑者側がこれを受け入れ、裁判所が検察官から提案された刑を承認する決定をすると、確定判決と同一の効果を有する。</p>	<p>王冠証人制度</p> <p>(刑法46条b等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 解明協力・予防協力 次の場合、刑を減輕することができ、更に一定の場合には刑の免除も可能。 <ol style="list-style-type: none"> ① 自らの知識を任意に明らかにすることにより、一定の犯罪行為(通信傍受の対象犯罪と同じ)の解明に大きく貢献したとき ② 一定の犯罪行為が防止できる段階で、その計画に係る自己の知識を当局に対して明らかにしたとき なお、行為者に対する公判開始決定後に初めて解明への貢献等がなされた場合には、上記規定は適用されない。 ● 虚偽の協力に対する制裁 上記の刑の減輕又は免除を得るため、犯罪行為の虚偽告発等を行った者に対する処罰を加重。 <p>合意制度</p> <p>(刑事訴訟法257条b, c等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 討議 裁判所は、訴訟手続を促進するため必要であるとき、検察官、被告人及び弁護人等の手続関係人と、討議を行うことができる。 ● 合意 裁判所は、手続関係人との間で、判決又は決定の内容をなすこととなる法律上の効果、手続に係る処分及び関係者の手続上の行動等について合意することができる。 合意は、被告人の自白を構成要素とする。 特定の量刑について合意することはできないが、裁判所は、合意において、(合意した場合に適用される)量刑の下限と、(合意しなかった場合に適用される)量刑の上限を示すことができる。 合意内容が裁判所の職権解明義務に反することとなった場合等一定の場合には、裁判所に対する合意の拘束力は、消滅する。 	<p>改悛者(司法協力者)制度</p> <p>(刑法630条等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 組織的犯罪等における捜査協力 一定の組織的犯罪等について、犯罪組織を離脱して、違法行為の発生の防止又は犯罪行為の行為者の特定若しくは逮捕のために決定的な証拠の収集に関して協力した場合、その刑が減輕され得る。その場合、無期の自由刑は12年以上20年以下に減輕され、有期の自由刑はその3分の1から3分の2までを減輕される。 ● 虚偽の協力に対する制裁 有罪判決を言い渡された者が、虚偽の協力により減輕を受けたことが明らかになったときは、誣告罪の刑に加重された刑が科され得るようである。 ● 捜査を目的とする対話 取調べとは別に、身柄を拘束された被疑者・被告人に対し、改悛者となる意思の有無等を確認する手続として、「捜査を目的とする対話」の手続が設けられている。 <p>当事者の請求による刑の適用</p> <p>(刑事訴訟法444条以下)</p> <p>予備捜査から公判審理に至るいずれかの段階で、検察官と被疑者又は被告人の間で同意した刑の適用を裁判官に請求することができる。裁判官が事実の評価及び刑の適用について正しいと認める場合には、その刑が言い渡される。3分の1を軽減した金銭刑、3分の1を軽減して5年を超えない懲役刑等の適用を請求できる。</p>

諸外国における法制度等一覧